

## 第 4 章

方法書、準備書並びに評価書に対する意見及び事業者の見解



## 第4章 方法書、準備書並びに評価書に対する意見及び事業者の見解

### 4. 1 方法書に対する意見のある者の意見の概要

#### 4. 1. 1 公告、縦覧

「佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価方法書」（2019年7月、電源開発株式会社）の公告、縦覧等は、表4. 1. 1-1に示すとおりである。

表4. 1. 1-1 方法書の公告、縦覧等

公 告	令和元年7月10日
縦 覧 期 間	令和元年7月10日～8月9日
意 見 書 提 出 期 間	令和元年7月10日～8月23日
縦 覧 場 所	県民情報センター 南部町役場

#### 4. 1. 2 方法書に対する意見

方法書について住民等からの意見はなかった。

令和元年8月28日に意見がなかったことを知事に通知した。

#### 4. 1. 3 方法書に対する公聴会の概要

方法書に対する意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

#### 4. 1. 4 方法書に対する知事意見

令和元年11月26日に山梨県環境影響評価条例第13条第1項に基づく「佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価方法書」（2019年7月、電源開発株式会社）に対する知事の意見が通知された。

知事意見の内容は、表4.1.4-1に示すとおりである。

表4.1.4-1 方法書に対する知事意見

方法書に対する知事意見
<p><b>【全般的事項】</b></p> <p><u>1-1. 複数案の検討</u></p> <p>環境保全措置の検討にあたっては、環境に与える影響について、回避、最小化、代償の順で複数案による比較検討を行い、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p><u>1-2. 計画ルート等の選定理由</u></p> <p>計画ルートの選定について、周辺環境に与える影響を勘案したとあるが、その具体的な内容を準備書に記載すること。</p> <p>また、鉄塔の位置や高さ、改変範囲など事業計画の検討にあたっては、環境影響調査の結果に加え、既設送電線の工事・運用・管理で得られた知見を踏まえて行い、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p><u>1-3. 事業計画の情報提供</u></p> <p>鉄塔位置、工所用道路などの一時施設、保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所、発生土仮置き場等の事業計画が明らかになった段階で、あらかじめ県に情報提供すること。</p> <p>また、これらの計画を適切な縮尺の図面により準備書に示すこと。</p> <p><u>1-4. 環境影響評価項目の追加選定</u></p> <p>調査結果や事業計画の検討過程で、新たな環境影響が懸念される場合は、必要な環境影響評価項目を追加で選定し、影響評価を行い、準備書に記載すること。</p> <p><u>1-5. 既設送電線の撤去の影響評価</u></p> <p>既設送電線の撤去工事計画（撤去時期、撤去方法、発生する廃棄物等の処理方法等）を明らかにするとともに、工事に伴う影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p> <p>また、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p><u>1-6. 調査計画の情報提供</u></p> <p>本意見等を反映した調査計画について、調査実施前までに県に情報提供すること。</p>

### 1-7. 専門家の助言

調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

### 1-8. 審議会に提示した資料等の取り扱い

事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、準備書に記載すること。

## **【個別事項】**

### 2-1. 動植物生態系

#### (1) 地域特性を考慮した調査等の実施

本事業を実施する地域は、山梨県の南部に位置し、県内では比較的温暖で、降水量が多い地域であることから、暖地性植物が多く生育し、こうした環境に生息する希少なチョウ類、着生ランなどの希少な植物が確認されている。また、この地域は富士川支流の源流域でもあることから、源流域に生息する希少な両生類が確認されるなど、多くの希少動植物が生息・生育する地域である。

さらに、これまでに確認されなかった希少動植物が生息・生育している可能性が高い地域であることから、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、こうした地域特性を考慮し、専門家に意見を聴取しながら、丁寧かつ慎重に行うこと。

#### (2) 調査地点等の選定

調査地点及び調査ルートについて、主に植生から様々な環境を含むよう選定したとあるが、調査地域内の地形や湧水の状況など現地の状況をしっかりと把握したうえで、調査地点等の選定を行い、選定の経緯及び結果を準備書に記載すること。

#### (3) 動植物リストの再整理

方法書に記載された動植物リストは、出典元のデータが古いことから、最新のデータに基づき整理し直し、準備書に記載すること。

#### (4) 動植物の生態を考慮した調査の実施

動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査手法（調査時期や回数など）を再度検討すること。

#### (5) 希少動植物に係る追加調査の実施

希少動植物には、局所的に分布する種、生息環境が極めて限られる種、生態が不明で生息状況の確認が困難な種等が含まれることから、改変箇所周辺に希少動植物の生息又は生育の可能性が高い場合には、工事着手前までに追加調査を実施するなど、十分留意すること。

#### (6) 改変の回避及び最小化

鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変は、希少動植物の生息又は生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、動植物の生態に配慮し、希少動植物が生息又は生育する可能性がある場所を回避する方法を検討すること。また土地の改変範囲は最小化すること。

## 2-2. 猛禽類

### (1) 猛禽類の調査地点の選定経緯

猛禽類の定点観察調査地点が既設送電線付近に集中しており、調査範囲を網羅しているか不明であることから、調査地点を再検討し、その選定の経緯及び理由を準備書に記載すること。また、調査の状況を踏まえ、必要に応じて定点観察調査地点を追加・変更すること。

### (2) 猛禽類に対する影響検討

周辺に生息する猛禽類の営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上で、環境保全措置を検討すること。この検討は、既設送電線が猛禽類に与えている影響を把握した上で行うこと。また、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。

### (3) 近隣事業者との情報共有

事業実施区域周辺では、中部横断自動車道建設事業や別の送電線路建設事業が工事中又は計画されていることから、猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果について、近隣事業者と可能な限り情報共有し、効果的な環境保全措置を検討すること。

### (4) ヘリコプターによる影響検討

工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等を明らかにした上で、周辺に生息している猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。

## 2-3. 水生生物

### (1) 水生生物への影響検討

土地の改変（保安伐採を含む）範囲に、土砂流出のおそれがある箇所が含まれる場合は、水生生物への影響が懸念されることから、水質、水生生物について調査を実施し、影響評価を行うこと。

## 2-4. 景観

### (1) 景観に係る複数案の検討

環境保全措置の検討にあたっては、鉄塔の位置、高さ、色彩等について、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載すること。

また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映すること。

### (2) 日常景観への影響の把握

日常景観への影響を把握するため、鉄塔及び送電線の可視領域（視認可能な範囲）を地図上に示すとともに、必要に応じて既存道路や集落などに視点場を追加して影響検討を行い、準備書に記載すること。

## 2-5. 発生土

### (1) 発生土の処理方法等

方法書に記載している改変面積や発生土量等については、事業計画が決定した段階で最新の数値に置き換え、発生土の詳細な処理方法や運搬計画を取りまとめ、準備書に記載すること。また、発生土置き場を設置する場合には、事業計画（位置、規模、施設内容等）を準備書に記載し、影響評価を行うこと。

#### 4. 1. 5 方法書の知事意見に対する事業者の見解

方法書の知事意見に対する事業者の見解は、表4.1.5-1に示すとおりである。

表4.1.5-1 方法書に対する知事の意見と事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p><b>【全般的事項】</b></p> <p><u>1-1. 複数案の検討</u></p> <p>環境保全措置の検討にあたっては、環境に与える影響について、回避、最小化、代償の順で複数案による比較検討を行い、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>本事業は、既設送電線の建替え工事です。ルート選定にあたっては、既設送電線撤去工事において仮設備を共用する事により改変区域を最小化できる等から、既設送電線に沿ったルートゾーンが妥当であると判断しました。そのうえで、既設1号線沿いの北側ルートと既設2号線沿いの南側ルートの2ルートを「ルート長」、「生活圏への影響」、「開発規模」、「視認性」について比較した結果、影響の少ない既設2号線沿いの南側ルートを選択しました。</p> <p>詳細は、準備書の「第1章 事業計画の概要 1.3 事業の目的及び計画ルートの選定理由 1.3.4 計画ルートの選定理由・経緯」(p1.3-3～p1.3-5)に記載いたしました。</p> <p>また、保全すべき植物、動物及び地域を特徴づける生態系の上位性注目種、典型性注目種に係る環境保全措置については、回避、最小化、代償の順で検討し、結果を準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.2 植物」(p8.1.2-42～p8.1.2-89)、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」(p8.1.3-49～p8.1.3-94)、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.4 生態系」(p8.1.4-15～p8.1.4-177))</p>
<p><u>1-2. 計画ルート等の選定理由</u></p> <p>計画ルートの選定について、周辺環境に与える影響を勘案したとあるが、その具体的な内容を準備書に記載すること。</p> <p>また、鉄塔の位置や高さ、改変範囲など事業計画の検討にあたっては、環境影響調査の結果に</p>	<p>本事業は、既設送電線の建替え工事です。ルート選定にあたっては、「自然環境と調和がとれること」、「社会環境と調和がとれること」、「技術的に調和がとれること」を基本的な考え方としたうえで、送電線の建替え工事であることから、「既設送電線</p>



<p>加え、既設送電線の工事・運用・管理で得られた知見を踏まえて行い、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>撤去工事において仮設備を共用する事により改変区域を最小化できる」、「既設2ルート区間を1ルート化することにより改変区域を最小化できる」、「既設保守通路の活用により改変区域を最小化できる」、「建替済みである41基（静岡県富士宮市、小山町）を流用できる」、「保守業務を経て地権者の状況・土地の利用状況・法規制情報等の知見を活用できる」ことから、既設送電線に沿ったルートゾーンが妥当であると判断しました。</p> <p>そのうえで、環境情報図による情報及び既設送電線での地権者情報、土地利用状況を考慮し既設1号線沿いの北側ルートと既設2号線沿いの南側ルートの2ルートを選定し、「ルート長」、「生活圏への影響」、「開発規模」、「視認性」について比較した結果、影響の少ない既設2号線沿いの南側ルートを選択しました。</p> <p>さらに、既設送電線の停止を要さず基礎工事が可能で、極力既設送電線と工事用地を共用できる範囲で地形・地質を考慮し鉄塔候補位置を選定し、選定位置にて縦断検討（樹木や地表面との離隔確保検討）を行い、鉄塔基数の削減や鉄塔位置を決定しました。</p> <p>詳細は、「第1章 事業計画の概要 1.3 事業の目的及び計画ルートの選定理由 1.3.4 計画ルートの選定理由・経緯」（p1.3-3～p1.3-5）に記載いたしました。</p>
<p><u>1-3. 事業計画の情報提供</u></p> <p>鉄塔位置、工事用道路などの一時施設、保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所、発生土仮置き場等の事業計画が明らかになった段階で、あらかじめ県に情報提供すること。</p> <p>また、これらの計画を適切な縮尺の図面により準備書に示すこと。</p>	<p>鉄塔位置、工事用道路などの一時施設、保安伐採（送電線との離隔距離を保つために行われる樹木の伐採）箇所、発生土仮置き場等の事業計画について、環境調査実施前に県へ情報提供いたしました。（令和2年3月）</p> <p>また、当該事業計画に係る図面については、準備書に適切な縮尺（1:5,000）で示しました。（「第1章 事業計画の概要 1.4 山梨県環境影響評価条例対象事業の内容 1.4.3 工事の概要」の図1.4-11～図1.4-27（p1.4-16～p1.4-32））</p> <p>ヘリコプター基地の位置については、準備書に適</p>

	<p>切な縮尺（1:25,000）で示しました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.1 騒音」の図 8.1.1-2（p8.1.1-5））</p> <p>なお、第2ヘリコプター基地については、上記の図1.4-13（p1.4-18）にも記載しています。</p>
<p><u>1-4. 環境影響評価項目の追加選定</u></p> <p>調査結果や事業計画の検討過程で、新たな環境影響が懸念される場合は、必要な環境影響評価項目を追加で選定し、影響評価を行い、準備書に記載すること。</p>	<p>調査結果や事業計画の検討の結果、方法書段階で想定していない新たな環境影響はありませんでした。従って、環境影響評価項目の追加は行いませんでした。</p>
<p><u>1-5. 既設送電線の撤去の影響評価</u></p> <p>既設送電線の撤去工事計画（撤去時期、撤去方法、発生する廃棄物等の処理方法等）を明らかにするとともに、工事に伴う影響を把握し、必要に応じて環境保全措置を検討すること。</p> <p>また、その検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>建替え送電線を建設するに当たり、支障となる既設送電線の撤去について検討しました。</p> <p>既設送電線建替え工事及び撤去工事に必要な工事用地等の改変域について、現地調査を実施し、予測及び評価を行い、準備書に記載いたしました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.2 植物」（p8.1.2-42～p8.1.2-89）、「第8章 環境影響評価の結果 8.1 調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」（p8.1.3-49～p8.1.3-94）、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.4 生態系」（p8.1.4-15～p8.1.4-177））</p>
<p><u>1-6. 調査計画の情報提供</u></p> <p>本意見等を反映した調査計画について、調査実施前までに県に情報提供すること。</p>	<p>本意見を反映した調査計画について、調査実施前に県に情報提供いたしました。（令和2年3月）</p>
<p><u>1-7. 専門家の助言</u></p> <p>調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたり、専門家の助言等を受けた場合は、専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>調査、予測、評価手法の選定及び環境保全措置の検討にあたっては、専門家の意見を聴取しながら実施しました。その専門分野、助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載いたしました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.2 専門家による技術的助言」（p8.2.1～p8.2.3））</p>
<p><u>1-8. 審議会に提示した資料等の取り扱い</u></p> <p>事業者が、山梨県環境影響評価等技術審議会</p>	<p>山梨県環境影響評価等技術審議会において説明</p>

<p>において説明した内容や提出した資料等については、内容を整理して、準備書に記載すること。</p>	<p>した内容や提出した資料等について、内容を整理して、準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第12章 資料編 12.3山梨県環境影響評価技術審議会説明資料」(p12.3-1～p12.3-34))</p>
<p><b>【個別事項】</b></p> <p><b>2-1. 動植物生態系</b></p> <p>(1) 地域特性を考慮した調査等の実施</p> <p>本事業を実施する地域は、山梨県の南部に位置し、県内では比較的温暖で、降水量が多い地域であることから、暖地性植物が多く生育し、こうした環境に生息する希少なチョウ類、着生ランなどの希少な植物が確認されている。また、この地域は富士川支流の源流域でもあることから、源流域に生息する希少な両生類が確認されるなど、多くの希少動植物が生息・生育する地域である。</p> <p>さらに、これまでに確認されなかった希少動植物が生息・生育している可能性が高い地域であることから、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、こうした地域特性を考慮し、専門家に意見を聴取しながら、丁寧かつ慎重に行うこと。</p>	<p>調査や環境保全措置等の検討にあたっては、専門知識(生物分類技能検定1～2級の有資格者)を有する調査会社による体制とし、丁寧かつ慎重に行いました。</p> <p>また、動植物に対する調査や環境保全措置の検討にあたっては、専門家の意見を聴取しながら実施しました。専門家の助言の内容、検討の経緯及び結果を準備書に記載いたしました。(「第8章 環境影響評価の結果 8.2 専門家による技術的な助言」(p8.2.1～p8.2.3))</p>
<p>(2) 調査地点等の選定</p> <p>調査地点及び調査ルートについて、主に植生から様々な環境を含むよう選定したとあるが、調査地域内の地形や湧水の状況など現地の状況をしっかりと把握したうえで、調査地点等の選定を行い、選定の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>調査地点・調査ルートの選定にあたっては、調査地域における動植物相を可能な限り把握する観点から、調査に先立ち現地踏査を行った上で、様々な植生や環境区分(針葉樹林、広葉樹林、高茎草地、低茎草地、竹林、伐採地、また河川沿いや沢沿い)を含むよう選定しました。さらに、「標高(高・中・低)」、「斜面の傾き(平坦・緩・急)」、「日当たり(薄暗・明)」、「土壌の湿り(普通・湿っぽい)」等も含むよう選定することで、調査地域における動植物相の把握に努めました。</p> <p>これらの選定の経緯及び結果は準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.2 植物」(p8.1.2-2)、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概</p>

	<p>要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」 (p8.1.3-2～p8.1.3-4))</p>
<p>(3) 動植物リストの再整理</p> <p>方法書に記載された動植物リストは、出典元のデータが古いことから、最新のデータに基づき整理し直し、準備書に記載すること。</p>	<p>動植物リスト作成にあたっては、出典元のデータが最新のデータである事を確認のうえ整理し、準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第3章 地域特性 3.1地域の自然的状況 3.1.4 動植物・生態系」(p3.1-16～p3.1-31、p3.1-32～p3.1-40))</p>
<p>(4) 動植物の生態を考慮した調査の実施</p> <p>動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査手法(調査時期や回数など)を再度検討すること。</p>	<p>動植物の調査にあたっては、調査対象の生態を十分に把握した上で、調査手法(調査時期や回数など)を再検討した結果、以下の調査を追加しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎植物相：早春季を追加(計4回)</li> <li>◎動物相 <ul style="list-style-type: none"> <li>・両生類：早春季を追加(計4回)</li> <li>：環境DNA調査を追加(1回)</li> <li>・昆虫類：早春季を追加(計4回)</li> </ul> </li> </ul> <p>(「第7章 環境影響評価の手法 7.2生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のための項目 7.2.1 植物」の表7.2.1-1(2)(p7.2-2)、「第7章 環境影響評価の手法 7.2生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全のための項目 7.2.2 動物」の表7.2.2-1(2)、表7.2.2-1(3)表7.2.2-1(5)表7.2.2-1(6)、図7.2.2-5(p7.2-6、p7.2-7、p7.2-9、p7.2-10、p7.2-15))</p>
<p>(5) 希少動植物に係る追加調査の実施</p> <p>希少動植物には、局所的に分布する種、生息環境が極めて限られる種、生態が不明で生息状況の確認が困難な種等が含まれることから、改変箇所周辺に希少動植物の生息又は生育の可能性が高い場合には、工事着手前までに追加調査を実施するなど、十分留意すること。</p>	<p>現地調査を実施したところ、生息環境が極めて限られる種、また南部町指定の天然記念物でもあるギフチョウが、対象事業実施区域及び対象事業実施区域外で確認されました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」の表8.1.3-11(11)(p8.1.3-47))</p> <p>ギフチョウは、幼虫はウマノスズクサ科のランヨウアオイ、カギガタアオイ等を食べているとされており、山梨県ではまれにフタバアオイに産卵され、幼虫も確認されています。調査で確認された周辺で</p>

	<p>は、食草となるカンアオイ群落（ランヨウアオイ）は改変域に含まれず事業の影響を受けないと考えられます。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」の表 8.1.3-13(30)（p8.1.3-81））</p> <p>従って、工事着手前までの調査は必要ないと考えております。</p>
<p>（6）改変の回避及び最小化</p> <p>鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変は、希少動植物の生息又は生育環境に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、動植物の生態に配慮し、希少動植物が生息又は生育する可能性がある場所を回避する方法を検討すること。また土地の改変範囲は最小化すること。</p>	<p>鉄塔の建設、保安伐採などの土地の改変にあたっては、調査結果を踏まえ、回避・低減・代償の順で検討し、準備書に記載いたしました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.2 植物」（p8.1.2-42～p8.1.2-80）、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」（p8.1.3-49～p8.1.3-91）、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.4 生態系」（p8.1.4-15～p8.1.4-174））</p> <p>また、環境に与える影響が少ないと考えられるルートを選定したうえで、土地の改変範囲は最小化するよう努め、その結果を準備書に記載いたしました。</p> <p>（「第1章 事業計画の概要 1.3 事業の目的及び計画ルートを選定理由 1.3.4 計画ルートを選定理由・経緯」（p1.3-3～p1.3-5）、「第1章 事業計画の概要 1.4 山梨県環境影響評価条例対象事業の内容 1.4.2 対象事業計画」（p1.4-8～p1.4-9））</p>
<p>2-2. 猛禽類</p> <p>（1）猛禽類の調査地点の選定経緯</p> <p>猛禽類の定点観察調査地点が既設送電線付近に集中しており、調査範囲を網羅しているか不明であることから、調査地点を再検討し、その選定の経緯及び理由を準備書に記載すること。また、調査の状況を踏まえ、必要に応じて定点観察調査地点を追加・変更すること。</p>	<p>猛禽類の定点観察調査地点については、方法書では10地点を想定していましたが、調査範囲を網羅できるようにすること、猛禽類の繁殖行動を確認できるようにすることの理由により、計23地点を選定しました。猛禽の出現状況により、7～13地点で調査を実施しました（特定のペアを対象とした調査時には3地点の場合もあります）。調査地点から見える範囲（視野範囲）は調査地域のほとんどを包含してい</p>

	<p>ます。</p> <p>このような選定の経緯及び理由は準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」(p8.1.3-10～p8.1.3-13))</p>
<p>(2) 猛禽類に対する影響検討</p> <p>周辺に生息する猛禽類の営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、事業が猛禽類に与える影響を明らかにした上で、環境保全措置を検討すること。この検討は、既設送電線が猛禽類に与えている影響を把握した上で行うこと。また、検討の経緯及び結果を準備書に記載すること。</p>	<p>工事による影響が想定される保全すべき猛禽類のうち、生態系の上位性注目種として選定したクマタカについては、営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、行動圏における土地利用の変化、主に餌となっている動物種の生息環境の変化、送電線との位置関係を踏まえ、環境保全措置を検討いたしました。</p> <p>なお、調査の結果、クマタカ、ハヤブサ等の猛禽類が対象事業実施区域及びその周辺で確認されており、既設送電線との共存が図られていると考えております。</p> <p>この検討の経緯及び結果を準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.4 生態系」(p8.1.4-15～p8.1.4-64、p8.1.4-172～p8.1.4-177))</p> <p>また、工事による影響が想定される保全すべき猛禽類のハヤブサについては、営巣地、行動圏及び飛翔高度を把握し、環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載いたしました。(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」(p8.1.3-43、p8.1.3-68、p8.1.3-91～p8.1.3-94))</p>
<p>(3) 近隣事業者との情報共有</p> <p>事業実施区域周辺では、中部横断自動車道建設事業や別の送電線路建設事業が工事中又は計画されていることから、猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果について、近隣事業者と可能な限り情報共有し、効果的な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>猛禽類の調査データや環境保全措置の内容、効果等について、近隣事業者(東京電力パワーグリッド株式会社)と可能な限り共有し、効果的な環境保全措置を検討いたしました。</p>

<p>(4) ヘリコプターによる影響検討</p> <p>工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等を明らかにした上で、周辺に生息している猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載すること。</p>	<p>工事中及び供用後のヘリコプターの使用頻度や使用方法等につきましては、準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第6章 環境影響評価の項目 6.1 選定項目と選定理由」の表6.1-2(1)、表6.1-2(3)、表6.1-2(4)(p6.1-2、p6.1-4、p6.1-5))</p> <p>それらを踏まえ、周辺に生息している工事により影響が及ぶと想定される保全すべき猛禽類への影響を把握するとともに、環境保全措置を検討し、準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.3 動物」(p8.1.3-41～p8.1.3-43、p8.1.3-58～p8.1.3-63、p8.1.3-68、p8.1.3-91～p8.1.3-93)、「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.4 生態系」(p8.1.4-15～p8.1.4-64、p8.1.4-172～p8.1.4-177))</p>
<p>2-3. 水生生物</p> <p>(1) 水生生物への影響検討</p> <p>土地の改変(保安伐採を含む)範囲に、土砂流出のおそれがある箇所が含まれる場合は、水生生物への影響が懸念されることから、水質、水生生物について調査を実施し、影響評価を行うこと。</p>	<p>発生土はフレキシブルコンテナバッグに収めて鉄塔周辺工事用地、索道基地、モノレール基地等に鉄塔周辺に仮置きし、適宜、他社が有する既存の建設発生土処理場へ運搬する計画です。</p> <p>①発生土は直ちにフレキシブルコンテナバッグに詰め、その口を封印し、雨水等の浸水と流出を防ぎます。</p> <p>②フレキシブルコンテナバッグが転倒、外傷を防止する積み方を採用します。</p> <p>③フレキシブルコンテナバッグをトラックに積載するので、積み替えによる流出の可能性がほとんどありません。</p> <p>④鉄塔敷地は緑化することから、土砂の流出のおそれはないと考えています。また、道路脇の工事用地は平坦であることから、土砂の流出のおそれはないと考えています。</p> <p>以上のことから、水質、水生生物について調査並びに影響評価を行いません。</p>

<p><u>2-4. 景観</u></p> <p>(1) 景観に係る複数案の検討</p> <p>環境保全措置の検討にあたっては、鉄塔の位置、高さ、色彩等について、複数案の比較検討を行い、その経緯及び結果を準備書に記載すること。</p> <p>また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映すること。</p>	<p>既設送電線が景観の一部となっている現状を踏まえ、現状の景観からの変化を最小限にするために、既設送電線の位置、色彩は同様にしました。その結果を準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.5 景観・風景」(p8.1.5-15~p8.1.3-33))</p> <p>また、フォトモンタージュの作成にあたっては、保安伐採を含む土地の改変状況を反映いたしました。</p>
<p>(2) 日常景観への影響の把握</p> <p>日常景観への影響を把握するため、鉄塔及び送電線の可視領域(視認可能な範囲)を地図上に示すとともに、必要に応じて既存道路や集落などに視点場を追加して影響検討を行い、準備書に記載すること。</p>	<p>日常景観への影響を把握するにあたって、鉄塔及び送電線の可視領域(視認可能な範囲)を地図上に示すとともに、既存道路や集落などに視点場を、以下のとおり追加しました。</p> <p>主要な眺望点：東海自然歩道(上徳間峠)、東海自然歩道(上徳間集落)</p> <p>身近な眺望点：十島駅、根熊山荘ファミリーキャンプ場</p> <p>なお、方法書では、身近な眺望点として「富士川街道(コンビニエンスストア富沢店駐車場付近)」を想定していましたが、同店が廃止されたので、身近な眺望点からは除きました。</p> <p>送電線の可視領域の範囲、追加した地点も含めた主要な眺望点候補地及び身近な眺望点候補地の状況を準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.1調査結果の概要並びに予測及び評価の結果 8.1.5 景観・風景」(p8.1.5-1~p8.1.5-5))</p>
<p><u>2-5. 発生土</u></p> <p>(1) 発生土の処理方法等</p> <p>方法書に記載している改変面積や発生土量等については、事業計画が決定した段階で最新の数値に置き換え、発生土の詳細な処理方法や運搬計画を取りまとめ、準備書に記載すること。また、発生土置き場を設置する場合には、事業計画</p>	<p>改変面積と土量、基礎の掘削に伴う残土量及び掘削土の処理方法について準備書に記載いたしました。</p> <p>(「第1章 事業計画の概要 1.4 山梨県環境影響評価条例対象事業の内容 1.4.2 対象事業計画」</p>



<p>(位置、規模、施設内容等)を準備書に記載し、影響評価を行うこと。</p>	<p>(p1.4-8～p1.4-9)</p> <p>建設発生土は、鉄塔周辺工事用地、索道基地、モノレール基地等に仮置きし、適宜、建設発生土処理場へ運搬する等適正に処理いたします。</p> <p>(「第1章 事業計画の概要 1.4 山梨県環境影響評価条例対象事業の内容 1.4.3 工事の概要」(p1.4-33))</p>
---	--



#### 4. 2 準備書に対する意見のある者の意見の概要

##### 4. 2. 1 公告、縦覧

「佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価準備書」(2021年12月、電源開発送变电ネットワーク株式会社)の公告、縦覧等は、表4. 2. 1-1に示すとおりである。

表4. 2. 1-1 準備書の公告、縦覧等

公 告	令和3年12月10日
縦 覧 期 間	令和3年12月10日～令和4年1月11日
意 見 書 提 出 期 間	令和3年12月10日～令和4年1月25日
縦 覧 場 所	県民情報センター 南部町役場

##### 4. 2. 2 準備書に対する意見

準備書に対する住民等からの意見はなかった。

令和4年1月28日に意見がなかったことを知事に通知した。

##### 4. 2. 3 準備書に対する公聴会の概要

準備書に対する意見の提出がなかったため、公聴会は開催されなかった。

#### 4. 2. 4 準備書に対する知事意見

令和4年5月26日に山梨県環境影響評価条例第23条第1項に基づく「佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価準備書」（2021年12月、電源開発送変電ネットワーク株式会社）に対する知事の意見が通知された。

知事意見の内容は、表4.2.4-1に示すとおりである。

表4.2.4-1 準備書に対する知事意見

準備書に対する知事意見
<p><b>【全般的事項】</b></p> <p><u>1-1. 理解しやすい評価結果の記載と周辺住民への丁寧な対応</u></p> <p>静穏な場所において重機やヘリコプター等の稼働を予定しており、事業実施区域内や区域近くには住宅等が存在する。</p> <p>このため、騒音や振動等の周辺住民への直接影響が想定される項目については、理解しやすい評価結果の表現に努めること。</p> <p>また、周辺住民に対し、工事によって大きな音や振動の発生する期間や時間帯を事前に周知するとともに、苦情・相談窓口を設置するなど、丁寧な対応を行うこと。</p> <p><u>1-2. 科学的な環境影響評価の実施</u></p> <p>次の項目について、十分な根拠を示さないまま工事の影響は少ないなどとして環境影響評価を実施していないため、理論に基づく計算、事例の引用等定量的に把握する手法を用いて影響を予測し、環境保全措置を検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 河川への土砂流出</li><li>② 消失する植生</li><li>③ 既設鉄塔の建替・撤去（景観への影響を含む）</li><li>④ 地形の変化</li></ul> <p><b>【個別事項】</b></p> <p><u>2-1. 水質汚濁・水象</u></p> <p>(1) 河川の濁りに対する環境影響評価実施の再検討</p> <p>方法書に対する知事意見において、河川の濁りに係る環境影響評価の実施を求めたところ、土砂流出が懸念される索道線下や急斜面での工事について、具体的な根拠を示さないまま環境影響評価を行わないこととしている。</p> <p>工事による濁りへの影響の程度、及び環境保全対策の効果について、根拠を示して説明し、必要により追加の環境保全措置を検討すること。</p> <p><u>2-2. 植物</u></p> <p>(1) 希少種に係る詳細な移植方法の検討</p> <p>土地改変箇所には、移植の成功率の低い種が存在するので、その移植にあたっては、移植個</p>

体毎に現状の生育環境調査をした上で、移植先を選定するとともに、移植後の管理方法や生育確認方法を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。

### 2-3. 動物

#### (1) クマタカの個体識別を踏まえた環境影響評価の実施

クマタカの調査で個体識別を行っていないため、事業による影響を把握できていない個体があることから、個体識別を行った上で影響の程度を把握し、その評価結果を踏まえ、必要な環境保全措置を検討すること。

#### (2) クマタカに係る環境保全措置の再検討

次の点に留意して環境保全措置を見直し、評価書に記載すること。

- ① コンディショニング（工事への馴化）の具体的な計画を示すこと。
- ② 工事中の大きな音等が生じた場合に、クマタカの様子を逐次確認し、その状況を工事に反映できる体制を整えること。
- ③ クマタカの様子への影響に配慮し、鉄塔の工事を一斉に行わないようにすること。

#### (3) 希少両生類に係る環境保全措置の再検討

希少両生類が生息している可能性があるため、工事による改変面積の最小化に努めるとともに、林内等の改変場所については、工事前に生息有無の調査及び生息環境の調査を実施すること。

また、希少両生類が発見された場合は、専門家の意見を聞きながら移動先を選定し、移動後の生息状況の事後調査を実施すること。併せて、工事においては、産卵時期である春及び産卵場所と推定される湧水や伏流水を避けること。

### 2-4. 生態系

#### (1) 消失する植生に係る具体的な環境影響評価の実施

植生の消失により影響をうける動物がいるが、その生態系に及ぼす影響が評価されておらず、保全措置も記載されていないため、環境影響評価を実施し、評価書に記載すること。

#### (2) 環境影響評価の検討方法

生態系の環境影響評価について、注目種に対する影響評価と環境保全措置の検討がなされているが、それに加えて、注目種を支えている生態系全体についても、影響評価と環境保全措置を検討し、評価書に記載すること。

#### (3) 既設鉄塔建替の環境影響評価の実施

方法書に対する知事意見において、既設鉄塔の撤去工事に伴う環境影響評価の実施を求めたが、実施されていない。

撤去、建替であっても、既に当該地に形成されている生態系に影響を及ぼすものであるから、環境影響評価を実施すること。なお、その際、形成されている生態系が異なる鉄塔の新設とは別に実施すること。

#### 4. 2. 5 準備書の知事意見に対する事業者の見解

準備書の知事意見に対する事業者の見解は、表4. 2. 5-1に示すとおりである。

表4. 2. 5-1 準備書の知事意見に対する事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p><b>【全般的事項】</b></p> <p><u>1-1. 理解しやすい評価結果の記載と周辺住民への丁寧な対応</u></p> <p>静穏な場所において重機やヘリコプター等の稼働を予定しており、事業実施区域内や区域近くには住宅等が存在する。</p> <p>このため、騒音や振動等の周辺住民への直接影響が想定される項目については、理解しやすい評価結果の表現に努めること。</p> <p>また、周辺住民に対し、工事によって大きな音や振動の発生する期間や時間帯を事前に周知するとともに、苦情・相談窓口を設置するなど、丁寧な対応を行うこと。</p>	<p>・騒音や振動等の周辺住民への直接影響が想定される項目（ヘリコプターによる工事用資材等の搬入出）について、理解しやすい評価結果の表現に努めました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.1騒音」（p8. 1-16））</p> <p>・周辺住民に対しては、工事によって大きな音や振動の発生する期間や時間帯を事前に周知するとともに、苦情・相談窓口を設置するなど丁寧な対応を行います。</p>
<p><u>1-2. 科学的な環境影響評価の実施</u></p> <p>次の項目について、十分な根拠を示さないまま工事の影響は少ないなどとして環境影響評価を実施していないため、理論に基づく計算、事例の引用等定量的に把握する手法を用いて影響を予測し、環境保全措置を検討すること。</p> <p>① 河川への土砂流出</p> <p>② 消失する植生</p> <p>③ 既設鉄塔の建替・撤去 （景観への影響を含む）</p> <p>④ 地形の変化</p>	<p>① 河川への土砂流出</p> <p>送電線建設工事において採用実績が多い土砂流出防止対策を、本事業でも採用する計画としていることから、河川への土砂流出の防止を図ることが可能であると考えております。採用する計画の土砂流出防止対策を評価書に記載しました。</p> <p>（「第1章 事業計画の概要 1.4山梨県環境影響評価条例対象事業の内容」（p1. 4-33～36））</p> <p>② 消失する植生</p> <p>消失する植生の面積及び対象事業実施区域内に占める比率等を踏まえ、保全すべき動植物及び生態系への影響を予測し、環境保全措置を検討したうえで評価した結果を評価書に記載しました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.2植物」（p8. 2-42～p8. 2-91）、「第8章 環境影響評価の結果 8.3動物」（p8. 3-51～p8. 3-104）「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」（p8. 4-18～187））</p>

	<p>③ 既設鉄塔の建替・撤去（景観への影響を含む）</p> <p>既設鉄塔の建替・撤去による景観への影響については、環境保全措置として当初計画から建替え鉄塔を4基減らした効果を、モニタージュ写真により予測し、評価した結果を評価書に記載しました。また、既設鉄塔の建替・撤去により影響を受ける可能性のある保全すべき動植物、生態系については、上記の②と同様に、影響を予測し、環境保全措置を検討したうえで評価した結果を評価書に記載しました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.2植物」（p8.2-42～p8.2-91）、「第8章 環境影響評価の結果 8.3動物」（p8.3-51～p8.3-104）、「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」（p8.4-18～p8.4-187）、「第8章 環境影響評価の結果 8.5景観・風景」（p8.5-17, 18, 25, 26, 28～30, 32, 34～36））</p> <p>④ 地形の変化</p> <p>鉄塔用地の造成は基本行わないこと、改変域の面積と流域面積の比率を踏まえると、改変により水質浄化機能、水源かん養機能への影響はほとんどないと考えられること等から、地形の変化に関して環境影響評価の必要はないと考え、その旨を評価書に記載しました。</p> <p>（「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」（p8.4-7～9））</p>
<p><b>【個別事項】</b></p> <p><u>2-1. 水質汚濁・水象</u></p> <p>(1) 河川の濁りに対する環境影響評価実施の再検討</p> <p>方法書に対する知事意見において、河川の濁りに係る環境影響評価の実施を求めたところ、土砂流出が懸念される索道線下や急斜面での工事について、具体的な根拠を示さないまま環境影響評価を行わないこととしている。</p> <p>工事による濁りへの影響の程度、及び環境保全対策の効果について、根拠を示して説明し、必要により追加の環境保全措置を検討すること。</p>	<p>索道線下や急斜面での工事を含め、本事業の実施にあたっては、送電線建設工事において採用実績が多い土砂流出防止対策（砂利敷、土留シガラ設置、鋼板敷設、必要最小限の伐採と伐根等）を実施することで、河川等への土砂流出の防止を図ることが可能であると考えております。従って、追加の環境保全措置を検討する必要はないと考えております。</p> <p>（「第1章 事業計画の概要 1.4山梨県環境影響評価条例対象事業の内容」（p1.4-33～36））</p>

<p>2-2. 植物</p> <p>(1) 希少種に係る詳細な移植方法の検討</p> <p>土地改変箇所には、移植の成功率の低い種が存在するので、その移植にあたっては、移植個体毎に現状の生育環境調査をした上で、移植先を選定するとともに、移植後の管理方法や生育確認方法を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。</p>	<p>移植が難しいと思われる種も含めて、移植に関して専門家の助言等も踏まえた検討結果を評価書に記載しました。なお、移植が難しいと思われる種の移植にあたっては、現状の生育環境調査を実施すること、移植先には、移植元の近傍で、類似の生育環境を有している場所を選定する計画としていることを評価書に記載しました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.2植物」(p8. 2-76～82))</p>
<p>2-3. 動物</p> <p>(1) クマタカの個体識別を踏まえた環境影響評価の実施</p> <p>クマタカの調査で個体識別を行っていないため、事業による影響を把握できていない個体があることから、個体識別を行った上で影響の程度を把握し、その評価結果を踏まえ、必要な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>クマタカの調査では個体識別に努めました。その結果を踏まえ、クマタカへの影響を予測し、環境保全措置を検討したうえで評価した結果を評価書に記載しました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」(p8. 4-18～67、p8. 4-175～187))</p>



<p>(2) クマタカに係る環境保全措置の再検討</p> <p>次の点に留意して環境保全措置を見直し、評価書に記載すること。</p> <p>① コンディショニング（工事への馴化）の具体的な計画を示すこと。</p> <p>② 工事中の大きな音等が生じた場合に、クマタカの様子を逐次確認し、その状況を工事に反映できる体制を整えること。</p> <p>③ クマタカの行き来への影響に配慮し、鉄塔の工事を一斉に行わないようにすること。</p>	<p>① コンディショニング（工事への馴化）の具体的な計画として、営巣期の樹木伐採は高利用域外から開始する等を評価書に記載しました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」（p8.4-182））</p> <p>② クマタカの繁殖行動への影響を回避するために、営巣期のうち1月～5月は、樹木伐採及びヘリコプターによる工事用資材等の運搬を実施しないこととしておりますが、これに加えて、営巣中（抱卵期及び巣内育雛初期に相当する3月～5月）に高利用域内で大きな音等が発生する工事（基礎コンクリート撤去工事）を行う場合には、クマタカの営巣状況を目視等により監視し、その状況を踏まえて工事を行う体制とすることを評価書に記載しました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」（p8.4-182））</p> <p>③ クマタカの子来への影響に配慮し、鉄塔組立工事は一斉に行わないように計画したことを評価書に記載しました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」（p8.4-182））</p>
<p>(3) 希少両生類に係る環境保全措置の再検討</p> <p>希少両生類が生息している可能性があるため、工事による改変面積の最小化に努めるとともに、林内等の改変場所については、工事前に生息有無の調査及び生息環境の調査を実施すること。</p> <p>また、希少両生類が発見された場合は、専門家の意見を聞きながら移動先を選定し、移動後の生息状況の事後調査を実施すること。併せて、工事においては、産卵時期である春及び産卵場所と推定される湧水や伏流水を避けること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の実施にあたっては、可能な範囲で改変面積を小さくすることに努めるとともに、希少両生類が生息している可能性がある林内の改変場所については、工事実施前に生息有無の調査を実施します。（「第8章 環境影響評価の結果 8.3動物」（p8.3-101））</li> <li>・工事実施前に行う生息有無の調査に先立ち、事前に専門家の意見を伺い、所定の手続きを行います。希少両生類が発見された場合には、近傍の同じ条件の環境に移動させ、移動後の生息状況の事</li> </ul>

	<p>後調査を実施します。さらに、希少両生類が発見された場合には、その移動させた個体の産卵場所と推定される湧水や伏流水での工事を、産卵時期である春は避けます。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.3動物」(p8. 3-101、104)、「第9章 事後調査計画 9.2事後調査の項目及び内容」(p9. 2-2))</p>
<p><u>2-4. 生態系</u></p> <p>(1) 消失する植生に係る具体的な環境影響評価の実施</p> <p>植生の消失により影響をうける動物がいるが、その生態系に及ぼす影響が評価されておらず、保全措置も記載されていないため、環境影響評価を実施し、評価書に記載すること。</p>	<p>植生の消失による、生態系を構成する種を含めた生態系への影響を予測し、環境保全措置を検討したうえで評価した結果を評価書に記載しました。なお、保全すべき動物についても、同様に、植生の消失による影響を予測し、環境保全措置を検討したうえで評価した結果を評価書に記載しました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」(p8. 4-18~p8. 4-187)、「第8章 環境影響評価の結果 8.3動物」、(p8. 3-51~p8. 3-104))</p>
<p>(2) 環境影響評価の検討方法</p> <p>生態系の環境影響評価について、注目種に対する影響評価と環境保全措置の検討がなされているが、それに加えて、注目種を支えている生態系全体についても、影響評価と環境保全措置を検討し、評価書に記載すること。</p>	<p>本事業と実施場所の特性を踏まえ、生態系の上位性と典型性の観点から注目種を選定し、それらの注目種の生態系を構成する種への影響を予測し、環境保全措置を検討したうえで評価した結果を評価書に記載しました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」(p8. 4-1~187))</p>
<p>(3) 既設鉄塔建替の環境影響評価の実施</p> <p>方法書に対する知事意見において、既設鉄塔の撤去工事に伴う環境影響評価の実施を求めたが、実施されていない。撤去、建替であっても、既に当該地に形成されている生態系に影響を及ぼすものであるから、環境影響評価を実施すること。なお、その際、形成されている生態系が異なる鉄塔の新設とは別に実施すること。</p>	<p>・建替え送電線の支障になる既設鉄塔（撤去工事）の改変域についても、現地調査を実施し、その結果を踏まえ、保全すべき動植物及び生態系への影響を予測し、環境保全措置を検討したうえで評価した結果を準備書に記載しております。評価書には、現地調査の対象として建替え送電線の支障になる既設鉄塔（撤去工事）の改変域を含むことを明記したうえで、環境影響評価結果を記載しました。</p> <p>(「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」(p8. 4-</p>

	<p>18～p8. 4-187)、「第8章 環境影響評価の結果 8.2 植物」(p8. 2-2)、「第8章 環境影響評価の結果 8.3 動物」(p8. 3-24、29))</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・建替え送電線の支障にならない既設鉄塔は、建替え送電線建設後に撤去する計画としており、その旨を評価書に記載しました。</li></ul> <p>(「第1章 事業計画の概要 1.4山梨県環境影響評価条例対象事業の内容」(p1. 4-1、11))</p>
--	---



#### 4. 3 評価書に対する意見の概要

##### 4. 3. 1 評価書に対する知事意見

令和4年10月28日に山梨県環境影響評価条例第25条第1項に基づく「佐久間東西幹線他増強工事計画に係る環境影響評価書」（2022年9月、電源開発送変電ネットワーク株式会社）に対する知事の意見が通知された。

知事意見の内容は、表4.3.1-1に示すとおりである。

表4.3.1-1 評価書に対する知事意見

評価書に対する知事意見
<p><b>【全般的事項】</b></p> <p><u>1. 技術指針に則った評価</u></p> <p>各項目における評価の記載内容に不十分な点が見受けられる。山梨県環境影響評価等技術指針（平成 11 年告示第 72 号）に則り、保全措置を講じない場合の影響と講じた場合の改善の内容と程度を可能な限り定量的に評価したうえで、回避・最小化・代償の順で、より環境に配慮しているかどうかを説明することとし、補正評価書に記載すること。</p>
<p><b>【個別事項】</b></p> <p><u>2-1. 騒音</u></p> <p>(1) 予測地点の設定理由の追加説明</p> <p>騒音予測地点の設定理由について、住居の位置、ヘリコプターの飛行ルートや高度等の情報を整理したうえで説明し、補正評価書に記載すること。</p>
<p><u>2-2. 水質汚濁</u></p> <p>(1) 土砂流出防止対策の具体的内容の記載と対策の確実な実施</p> <p>土砂流出防止対策について、一般的例示の記載となっているが、対策を実施する場所ごとに、建設発生土の量、対策設備の内容・規模・位置及びこれらの維持管理方法を、図等も用いて具体的に補正評価書に記載すること。</p> <p>なお、一般的な保全対策の実施により、沢等への土砂流出のおそれがないとして水生生物の調査等を行っていないことなどから、各保全対策を維持管理を含め確実に実施し、水生生物の保全に万全を期すこと。</p>
<p><u>2-3. 植物</u></p> <p>(1) 保全措置の必要性の再検討</p> <p>一般的な保全対策（改変面積の最小化等）の実施を前提とした予測結果にて、事業の影響範囲内に保全すべき植物種が確認されているにもかかわらず、影響範囲外に多く生育することのみを理由に保全措置の検討が行われていないことは不適切である。</p> <p>保全措置を講じないことにより残る影響を明らかにしたうえで、希少性などの特徴を踏まえて保全措置の必要性を再検討し、それらについて補正評価書に記載すること。</p>

## (2) 希少種に係る追加の保全措置の検討

希少な着生ランは、着生樹木の状態や周辺の湿度などの生育環境が重要であることから、防風ネットの敷設や作業員の立入制限を主とした保全対策では不十分である。

専門家と相談しながら、現生育場所及び移植する場合の移植場所における生育環境を詳細に確認したうえで保全措置を検討し、補正評価書に記載すること。

## 2-4. 動物

### (1) ヘリコプターの運航に係る計画の再検討

ヘリコプターの運航に係る計画について、クマタカへの影響検討が不十分であることから、次の事項を踏まえ詳細に影響を予測し、ヘリコプターの運航に係る計画の見直しを含め、クマタカに配慮した十分な回避・最小化を検討したうえで、その結果を補正評価書に記載すること。

- ① 巣とヘリコプター基地及び飛行ルートとの距離
- ② 巣からのヘリコプターの視認時間
- ③ 巣におけるヘリコプター騒音の大きさと継続時間

### (2) クマタカに対する保全措置の追加実施等

ヘリコプター基地の設置等の工事やヘリコプターの運航が、クマタカに影響を及ぼす可能性が高いことから、工事中は毎日、ビデオカメラや監視員などによりクマタカへの影響を監視するとともに、監視結果をコンディショニング（馴化）等の保全措置に反映させることとし、その監視及び反映の具体的な計画を補正評価書に記載すること。

### (3) クマタカに係る工事終了後の調査の実施

クマタカに係る保全措置の効果を検証するため、工事終了後もクマタカの調査を実施することとし、その具体的な計画を補正評価書に記載すること。

## 2-5. 生態系

### (1) 生態系に係る評価の追加実施

生態系の評価について、注目種としたクマタカに係る記載のみではなく、事業の実施が次に与える影響についても検討、評価し、補正評価書に記載すること。

- ① 地域の植生や地域を特徴づけるクマタカ以外の動植物など、生態系の重要な構成要素への影響
- ② ハビタット（生物の生息・生育地）や水源かん養など、生態系の果たす重要な機能への影響

## 2-6. 景観・風景

### (1) 景観に係る評価の再実施

予測結果について、事業の実施による景観への影響は少ないなどとしているが、次の点を踏まえ再評価し、補正評価書に記載すること。

- ①鉄塔等の施設のない景観、保全措置未実施の景観、保全措置を実施した景観を比較したうえでの保全措置の考え方や効果
- ②周辺に存在する住居等の人工物と合わせた鉄塔等の施設の見え方、及びその見え方が地域の風景や主要な眺望地点からの景観に及ぼす影響

#### 4. 3. 2 評価書の知事意見に対する事業者の見解

評価書の知事意見に対する事業者の見解は、表4. 3. 2-1に示すとおりである。

表4. 3. 2-1 評価書の知事意見に対する事業者の見解

知事の意見	事業者の見解
<p><b>【全般的事項】</b></p> <p><u>1. 技術指針に則った評価</u></p> <p>各項目における評価の記載内容に不十分な点が見受けられる。山梨県環境影響評価等技術指針（平成 11 年告示第 72 号）に則り、保全措置を講じない場合の影響と講じた場合の改善の内容と程度を可能な限り定量的に評価したうえで、回避・最小化・代償の順で、より環境に配慮しているかどうかを説明することとし、補正評価書に記載すること。</p>	<p>「植物」、「動物」、「生態系」、「景観・風景」につきましては、保全措置を講じない場合の影響と講じた場合の改善の内容と程度を可能な限り定量的に評価したうえで、回避・最小化・代償の順で、より環境に配慮しているかどうかを説明し、補正評価書に記載いたしました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.2植物」（p8. 2-74～p8. 2-95）、「8.3 動物」（p8. 3-100～p8. 3-102）、「8.4 生態系」（p8. 4-180～p8. 4-183）、「8.5 景観」（p8. 5-17～p8. 5-35））</p> <p>また、環境影響評価を行った項目について回避・最小化・代償の環境保全措置をまとめ、補正評価書に記載しました。（「第10章 総合評価 10.2 環境保全措置一覧」（p10. 1-1、p10. 2-1～p10. 2-4））</p> <p>なお、本事業の実施による影響を予測したうえで、環境保全措置を検討していることから、この予測結果を踏まえ、「保全措置を講じない場合の影響」を、それぞれの「環境保全のための措置及び検討経緯」に記載いたしました。</p>
<p><b>【個別事項】</b></p> <p><u>2-1. 騒音</u></p> <p>(1) 予測地点の設定理由の追加説明</p> <p>騒音予測地点の設定理由について、住居の位置、ヘリコプターの飛行ルートや高度等の情報を整理したうえで説明し、補正評価書に記載すること。</p>	<p>騒音予測地点の設定理由について、住居の位置、ヘリコプターの飛行ルートや高度等の情報を整理し、公表可能な範囲を補正評価書に記載いたしました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.1騒音」（p8. 1-4～p8. 1-13））</p>
<p><u>2-2. 水質汚濁</u></p> <p>(1) 土砂流出防止対策の具体的内容の記載と対策の確実な実施</p>	



土砂流出防止対策について、一般的例示の記載となっているが、対策を実施する場所ごとに、建設発生土の量、対策設備の内容・規模・位置及びこれらの維持管理方法を、図等も用いて具体的に補正評価書に記載すること。

なお、一般的な保全対策の実施により、沢等への土砂流出のおそれがないとして水生生物の調査等を行っていないことなどから、各保全対策を維持管理を含め確実に実施し、水生生物の保全に万全を期すこと。

工事の実施に伴い改変を行う場所につきましては、送電線建設工事において採用実績が多い土砂流出防止対策（仮設ステージ設置、土留シガラ設置、鋼板敷設、必要最小限の伐採と伐根等）を実施することを計画しています。建替え鉄塔敷地等での土砂流出防止対策の計画を補正評価書に記載いたしました。（「第1章 事業計画の概要 1.4 山梨県環境影響評価条例対象事業の内容」(p1. 4-33～p1. 4-64)）

これらの土砂流出防止対策については、工事中には目視点検を1回/週行い、この結果に応じて補修、補強、拡張等の措置を講じることにより機能維持を図ります。このような維持管理方法を補正評価書に記載いたしました。（「第1章 事業計画の概要 1.4山梨県環境影響評価条例対象事業の内容」(p1. 4-33)）

なお、評価書にも記載しておりますが、建設に伴い発生する土砂はフレキシブルコンテナバッグに収めて鉄塔周辺工事用地、索道基地、モノレール基地等に鉄塔周辺に仮置きし、適宜、他社が有する既存の建設発生土処理場へ運搬する計画です。

①発生土は直ちにフレキシブルコンテナバッグに詰め、その口を封印するなどして、雨水等の浸水と流出を防ぎます。

②フレキシブルコンテナバッグが転倒、外傷を防止する積み方を採用します。

③フレキシブルコンテナバッグをトラックに積載するので、積み替えによる流出の可能性がほとんどありません。

④鉄塔敷地は緑化することから、土砂の流出のおそれはないと考えています。また、道路脇の工事用地は平坦であることから、土砂の流出のおそれはないと考えています。

建設に伴い発生する土砂に対しては、このような保全対策を確実に実施し、維持管理をいたします。その旨を補正評価書に記載いたしました。

（「第1章 事業計画の概要 1.4山梨県環境影響評

	価条例対象事業の内容」(p1.4-65～p1.4-66))
<p><u>2-3. 植物</u></p> <p>(1) 保全措置の必要性の再検討</p> <p>一般的な保全対策(改変面積の最小化等)の実施を前提とした予測結果にて、事業の影響範囲内に保全すべき植物種が確認されているにもかかわらず、影響範囲外に多く生育することのみを理由に保全措置の検討が行われていないことは不適切である。</p> <p>保全措置を講じないことにより残る影響を明らかにしたうえで、希少性などの特徴を踏まえて保全措置の必要性を再検討し、それらについて補正評価書に記載すること。</p>	<p>本事業の実施が、保全すべき植物種に及ぼす影響を予測・評価するにあたっては、各種の文献による一般的な生育環境、現地調査での確認場所及び確認株数を踏まえて行い、その内容を補正評価書に記載いたしました。(「第8章 環境影響評価の結果 8.2植物」(p8.2-74～p8.2-87))</p> <p>なお、本事業の実施による影響を予測したうえで、環境保全措置を検討していることから、この予測結果を踏まえ、「保全措置を講じない場合の影響」を、「環境保全のための措置及び検討経緯」に記載いたしました。</p>
<p>(2) 希少種に係る追加の保全措置の検討</p> <p>希少な着生ランは、着生樹木の状態や周辺の湿度などの生育環境が重要であることから、防風ネットの敷設や作業員の立入制限を主とした保全対策では不十分である。</p> <p>専門家と相談しながら、現生育場所及び移植する場合の移植場所における生育環境を詳細に確認したうえで保全措置を検討し、補正評価書に記載すること。</p>	<p>現地調査で確認した希少な着生ランはヨウラクラン、クモラン、カヤランの3種です。このうち、ヨウラクラン、カヤランは改変域で確認しました。そこで、知事意見を踏まえて、工事計画の再検討を行い、改変域で確認された希少な着生ランの生育場所の工事方法を見直すことといたしました。その結果、工事の実施による影響を「回避」することができました。</p> <p>なお、新規林縁に生育している希少な着生ランに対しては防風ネットの敷設、林縁植栽等に加え、日照が変化する場合には必要に応じて遮光ネットを敷設して、影響の最小化を図ります。このように、希少な着生ランについては、工事計画を再検討し、環境保全措置として回避及び最小化を行った内容を補正評価書に記載いたしました。(「第8章 環境影響評価の結果 8.2植物」(p8.2-92))</p>
<p><u>2-4. 動物</u></p> <p>(1) ヘリコプターの運航に係る計画の再検討</p> <p>ヘリコプターの運航に係る計画について、クマタカへの影響検討が不十分であることから、次の事項を踏まえ詳細に影響を予測し、ヘリコプターの運航に係る計画の見直しを含め、クマ</p>	<p>知事意見に記載されている①から③の事項について、影響を予測しました。その結果、ヘリコプターによる工事用資機材等運搬がクマタカに及ぼす影響は少ないと評価しました。</p>

<p>タカに配慮した十分な回避・最小化を検討したうえで、その結果を補正評価書に記載すること。</p> <p>①巣とヘリコプター基地及び飛行ルートとの距離</p> <p>②巣からのヘリコプターの視認時間</p> <p>③巣におけるヘリコプター騒音の大きさと継続時間</p>	<p>しかし、より影響を少なくするため、営巣期（6月～7月）と非営巣期についてヘリコプターによる工事用資材等を運搬する際には監視を行い、その結果によってはヘリコプター運航の一時中断あるいは運航頻度の低減という、影響の回避あるいは最小化の環境保全措置を行うこととしました。</p> <p>これらの影響の予測及びそれらを踏まえた環境保全措置を、補正評価書に記載いたしました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」（p8.4-184～p8.4-198））</p>
<p>（2）クマタカに対する保全措置の追加実施等</p> <p>ヘリコプター基地の設置等の工事やヘリコプターの運航が、クマタカに影響を及ぼす可能性が高いことから、工事中は毎日、ビデオカメラや監視員などによりクマタカへの影響を監視するとともに、監視結果をコンディショニング（馴化）等の保全措置に反映させることとし、その監視及び反映の具体的な計画を補正評価書に記載すること。</p>	<p>前項で記載のとおり、ヘリコプターによる工事用資機材等運搬がクマタカに及ぼす影響は少ないと評価しましたが、より影響を少なくするため、営巣期（6月～7月）と非営巣期についてヘリコプターによる工事用資材等を運搬する際には監視を行うこととしました。</p> <p>なお、ヘリコプター基地は2ヶ所計画しています。片方の基地では、整地、鋼板敷設、他方の基地では、樹木伐採、整地、鋼板敷設の工事が想定されます。これらの工事により発生する騒音は、クマタカ巣では概ね44デシベルと予測され、「第8章 環境影響評価の結果 8.1騒音」で得られた近隣の集落における昼間の騒音値とほぼ同程度であること、また、巣から両方の基地は視認できないことから、ヘリコプターの造成工事がクマタカに影響を及ぼすことはないと考え、その内容を補正評価書に記載いたしました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」（p8.4-184～p8.4-197））</p> <p>ヘリコプターによる工事用資機材等の運搬に際しては、監視を行い、その結果によってはヘリコプター運航の一時中断あるいは運航頻度の低減という影響の回避あるいは最小化の環境保全措置を行うこととしました。監視及び反映の具体的な計画を補正評価書に記載いたしました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.4生態系」（p8.4-</p>

	198))
<p>(3) クマタカに係る工事終了後の調査の実施</p> <p>クマタカに係る保全措置の効果を検証するため、工事終了後もクマタカの調査を実施することとし、その具体的な計画を補正評価書に記載すること。</p>	<p>工事終了年は2028年なので、クマタカの事後調査は、その翌年の2029年の営巣期まで実施します。</p> <p>なお、各年の工事の実施状況と事後調査結果の関係を検討し、必要に応じて専門家の助言を得て、県とも協議のうえ、調査時期を短縮または延長する場合があります。事後調査の内容につきましては、可能な範囲で具体的に補正評価書に記載いたしました。(「第9章 事後調査計画 9.1事後調査の項目及び内容」(p9. 2-2))</p>
<p><b>2-5. 生態系</b></p> <p>(1) 生態系に係る評価の追加実施</p> <p>生態系の評価について、注目種としたクマタカに係る記載のみではなく、事業の実施が次に与える影響についても検討、評価し、補正評価書に記載すること。</p> <p>①地域の植生や地域を特徴づけるクマタカ以外の動植物など、生態系の重要な構成要素への影響</p> <p>②ハビタット(生物の生息・生育地)や水源かん養など、生態系の果たす重要な機能への影響</p>	<p>地域を特徴づける生態系について、その上位性注目種及び典型性注目種を選定し、それぞれの生態系を構成する地域の植生や地域を特徴づける動植物などに対し、事業の実施が与える影響について予測、評価を評価書に記載しておりましたが、より判りやすい表現にするなどして、クマタカを含め選定した、地域を特徴づける生態系の注目種の予測、評価を補正評価書に記載いたしました。(「第8章 環境影響評価の結果 8.4 生態系」(p8. 4-173~p8. 4-179、 p8. 4-199~p8. 4-201)、「8.5 景観」(p8. 5-17~p8. 5-35))</p> <p>また、ハビタットや水源かん養という生態系の果たす役割という観点からも、事業の実施が与える影響について評価書で予測、評価を行っていましたが、こちらにつきましてもより判りやすい表現にするなどして、補正評価書に記載いたしました。(「第8章 環境影響評価の結果 8.4 生態系」(p8. 4-1~p8. 4-16))</p>

## 2-6. 景観・風景

### (1) 景観に係る評価の再実施

予測結果について、事業の実施による景観への影響は少ないなどとしているが、次の点を踏まえ再評価し、補正評価書に記載すること。

本事業の実施による景観への影響について、評価書では保全措置未実施の景観及び保全措置を実施した景観を比較し、評価を行っていましたが、加えて、鉄塔等の施設のない景観についても比較し、評価を行い、その結果を補正評価書に記載いたしました。なお、その際、周辺に存在する住居等の人工物のある風景あるいは人工物のない風景の中に、存在する鉄塔の見え方という観点も加えて、主要な眺望地点からの景観に与える影響を予測、評価しました。（「第8章 環境影響評価の結果 8.5 景観」(p8.5-17～p8.5-35)）

